

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 16 版</p> <p>第 1 条～第 10 条 現行通り</p> <p>第 12 条 認定種目 認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定するグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技、スピードアンドハンディネスあるいは二段階走行競技として実施する競技とする。</p> <p>2、3、4 現行通り</p> <p>第 13 条 認定種目の適用規程 認定種目の採点の適用規程は以下による。 ①ノーマル競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。 ②スピードアンドハンディネス(本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技)は、第 263 条を適用する。 ③二段階走行競技(本連盟競技会規程第 274 条で採点する競技)は、第 274 条 1、2 および 5.6 を適用する。</p> <p>2 現行通り 第 14 条～第 25 条 現行通り</p> <p>第 26 条 報告書 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式(様式 B)により本連盟事務局に報告するものとする。 3 臨場した獣医師は、全競技終了後 30 分以内に別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそのコピーを審判長に渡すとともに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。</p>	<p>全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 15 版</p> <p>第 1 条～第 10 条 現行通り</p> <p>第 12 条 認定種目 認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定するグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技あるいはスピードアンドハンディネスとして実施する競技とする。</p> <p>2、3、4 現行通り</p> <p>第 13 条 認定種目の適用規程 認定種目の採点の適用規程は以下による。 ①ノーマル競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。 ②スピードアンドハンディネス(本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技)は、第 263 条を適用する。</p> <p>2 現行通り 第 1 条～第 25 条 現行通り</p> <p>第 26 条 報告書 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式(様式 B)により本連盟事務局に報告するものとする。 3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式より獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p>

(様式A)

障害馬術競技会公認申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

主催団体名：

代表者氏名： 印

下記のとおり、公認障害馬術競技会として開催いたしたく公認申請料等を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称

2. 主催団体

3. 主催団体の連絡先

〒

(住所及び電話番号)

TEL:

4. 担当者氏名/連絡先 (携帯

/

(Emailアドレス)

5. 日程

6. 会場

7. 申請カテゴリー

★★★★ . ★★★ . ★★ . ★

8. 実施する認定種目

ノーマル競技

スピードアンドハンディネス競技

二段階走行競技

	ノーマル競技	スピードアンドハンディネス競技	二段階走行競技
大障害 ×	種目	種目	種目
中障害A×	種目	種目	種目
中障害B×	種目	種目	種目
中障害C×	種目	種目	種目
中障害D×	種目	種目	種目

料金 公認申請料 ★★★★★/108,000円 ★★★/75,600円 ★★/54,000円 ★/32,400円

種目認定料 10,800円 × 0 種目 = 0 円 (消費税込み)

月 日 送 金

合計

円

9. 大会役員 (添 付)

(必須：審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー (※カテゴリー★★以上)、チーフスチュワート、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者)

10. 実施要項 (必須：種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表 (※カテゴリー★★以上)

11. 施設

外来厩舎数

馬房

競技場サイズ

m × m 面

練習場サイズ

m × m 面

12. 参加予定頭数

頭